

保険薬局 開設者様
管理薬剤師様

一般社団法人 栃木県薬剤師会
会長 渡邊 和裕

薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点（令和3年度版）の一部改正について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度薬局における薬剤交付支援事業の実施については、令和3年4月16日付栃薬会第20号でお知らせしご協力をいただいているところですが、この度、「事業の実施に当たっての留意点」が一部改正され、本年9月1日実施分より適用されることとなりました。

当初、自宅療養・宿泊療養の対象として想定されていた軽症者のみならず、高用量ステロイド剤の早急な投与が必要となるような状態の患者が自宅や宿泊施設で療養するケース等が増加していることに鑑み、夜間や休日を含め即時的・緊急的な対応の必要があり得ることを踏まえ、このような場合に薬剤師が患者の自宅や宿泊施設に薬剤を届けることを基本として想定されております。

別添の「薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点（令和3年度版）」（令和3年9月1日 日本薬剤師会）をご覧のうえ、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 令和3年度版一部改正のポイント

①新型コロナウイルス感染症患者（自宅又は宿泊療養）へ薬局の従事者が薬剤を届けた場合の交通費等の実費額相当として、距離を問わず「補助額」が500円から3,000円に変更になりました。

②令和3年9月1日以降の実施分が対象になります。

2. 配送等の実施状況の報告

①実施した薬局は、月ごとの配送等に要した費用等を【別紙】「電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の一覧」（Excelファイル）に記入し、本会宛にメールでご提出ください。
（提出先メールアドレス：mail@tochiyaku.com）

※【別紙】「電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の一覧」（Excelファイル）は、本会ホームページからダウンロードしてください。

栃木県薬剤師会ホームページ：<http://www.tochiyaku.com/>

②月ごとの提出期限は、翌月5日とします。

3. 費用の清算

令和4年2月末日分までを対象に令和4年3月中に清算いたします。

（一社）栃木県薬剤師会 事務局
TEL：028-658-9877
E-mail: totiyaku@fine.ocn.ne.jp

処方箋の備考欄に「C o V自宅」又は「C o V宿泊」と記載されている場合の
配送料

薬局の従事者が届けた場合
配送料 3,000 円を
県薬に請求

配送業者を利用した場合
配送料（実費）を
県薬に請求

どちらも患者負担は
0円です

処方箋の備考欄に「0410対応」と記載されている場合の配送料

薬局の従事者が届けた場合
配送料 400円を
県薬に請求

配送業者を利用した場合
配送料（実費）-100円を
県薬に請求

どちらも患者負担は
100円です